

資金分配団体公募受付システムDB

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)欠格事由について	欠格事由について確認しました
(2)公正な事業実施について	公正な事業実施について確認しました
(3)規程類の後日提出について	規程類の後日提出について確認しました
(4)情報公開について（情報公開同意書）	情報公開について確認しました

■申請団体に関する記載

申請団体の名称

一般社団法人シェアリングエコノミー協会(24通1)

団体代表者 役職・氏名

代表理事 上田祐司

法人番号

4010705002402

申請団体の住所

東京都千代田区平河町2-5-3

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

1.助成申請情報欄の内容につき、誓約します

2.連絡先情報

担当者 部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報 -----

(1)コンソ シアムの有無

コンソ シアムで申請し
ない

コンソーシアムに関する誓約

誓約する団体の名称	誓約する団体の代表者氏名	誓約する団体の役割

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請
なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1 コンソ アム構成団体は、幹事団体を通じてコンソ アムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配 団体として採択された場合は、 般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変 更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（１）～（４）の事項等

(1)欠格事由について

(2)公正な事業実施について

(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

(4)情報公開について（情報公開同意書）

4．コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

----- 4.事業情報の登録・事業関連書類の提出 -----

事業名

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

複数選択

草の根活動支援事業
全国

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2024年度通常枠】
 ※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須

申請時入力不要

任意

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	デジタル人材育成を通じた子育て女性の就労支援事業			
	事業名（副）				
	団体名	一般社団法人シェアリングエコノミー協会	コンソーシアムの有無	なし	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2		①-1全国ブロック			
事業の種類3					
事業の種類4					

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	○ ④働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	○ ⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
1.貧困をなくそう	1.2 2030年までに、各国定義によるあらゆる次元の貧困状態にある、全ての年齢の男性、女性、子供の割合を半減させる。	子育て女性を対象にシェアリングエコノミーによる多様な働き方の選択肢を提供することで、ワーキングプアの減少に寄与し、ひとりひとりの経済的な自立を促す。シェアリングエコノミーを活用した働き方は、学歴や職歴だけでない個人間のレビュー評価という次世代の信頼性の担保方法が導入されており、貧困の連鎖を断ち切るソリューションになり得る。

_5.ジェンダー平等を実現しよう	5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	女性が子育てとキャリアを両立する際に、産前産後のブランクや、マミートラック問題が障壁となるが、シェアリングエコノミーを活用した働き方では、全国どこに住んでいても在宅で子育てをしながら就労することができ、現実的な女性のキャリア形成や社会参画を可能にすることができる。
_8.働きがいも経済成長も	8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。	シェアリングエコノミーという新しいテクノロジーを活用し、時間と場所にとらわれない多様な働き方を地域に実装することで、働き方の多様化及び地域にとらわれないオンラインによる働き方による高いレベルの経済生産性を提供する。
_11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	時間と場所にとらわれない働き方で、地域に住み続けながら収入を得る仕組みを作ることができる。またそのような働きかを地域実装できる人材を育成することで、人口減少や地域経済の課題解決に向けての手段となり、住み続けられる街を作る。

I .団体の社会的役割

(1)団体の目的	192/200字
当協会は「Co-Society ～シェア（共助・共有・共創）による持続可能な共生社会～」をビジョンに掲げ、シェアという思想から、地域、企業、教育機関、NPO、国が垣根を超えて繋がり「心ゆたかな暮らし」（Well-being）と「持続可能な環境・社会・経済」（Sustainability）の両側面を実現するためのソリューションを提供することで、持続可能な共生社会の実現を目指す。	
(2)団体の概要・活動・業務	196/200字
シェアリングエコノミーを支える国内唯一の業界団体として2016年1月設立以来、国、自治体、法人、個人のマルチセクターと連携。2024年現在では法人会員数400社、自治体会員数175自治体、個人会員15,000名となる。シェアリングサービス運営企業の成長支援、シェアリングエコノミーに関連する政策提言や官民連携事例の創出、個人が安心して利用するための環境整備などの様々な取り組みを実施している。	

II .事業概要

					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期								
	(開始)	2024/10/1	(終了)	2028/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし

直接的対象グループ	各地域で在宅での就労を希望する子育て中の女性	(人数)	540名 (30名×3団体×2地域×3ヶ年)
最終受益者	各地域で在宅での就労を希望する子育て中の女性	(人数)	540名 (30名×3団体×2地域×3ヶ年)
事業概要	■全体像 子育て女性向けデジタル人材育成事業を実施する団体を実行団体に採択して支援する。子育てをしながらでも安心して在宅で就労するために必須なデジタル人材としてのスキルを、費用負担なく誰でもリスキリングすることができるプログラムを提供し、一貫して就労先までマッチングすることで、子育ても社会参画もどちらも諦めない子育て女性の活躍支援を目指す。 ■実行団体に期待する活動 在宅ワークでの就労意欲のある子育て女性に対する、デジタル人材育成研修、職業相談（キャリアカウンセリング）、就労先へのマッチング、各地域でのコミュニティ形成を通じた新しい働き方への不安・孤独解消、モチベーション維持につながる包括的支援。 ■非資金的支援 全国での類似事業の履行実績を活かした、育成プログラムの基盤構築支援、シェアリングエコノミー協会の全国7支部、会員企業400社のネットワークを活用した実行団体のパートナー団体の紹介等に加えて、ガバナンス整備、人材育成、資金調達、IT活用、広報・マーケティング等のサポートを実施する。 ■出口戦略 期間終了後も実行団体が事業を継続できるよう、企業連携・ビジネスモデル構築・資金調達能力強化を中心とした支援を行う。		
518/600字			

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	781/1000字
・女性特有のライフイベントによるキャリア選択の困難 出産を契機に多くの女性が非正規雇用化し、妊娠・出産・育児のブランクにより就労意欲があっても再就職が困難になってしまうケースや、復職後にも子育てに関する様々な制約でキャリアが限定されてしまう「マミートラック」が問題となっている。内閣府男女共同参画局の「女性版骨太の方針2024」でも「女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進」がひとつの柱となっており、その中では、女性のデジタル人材育成やリスクリングの支援が施策として掲げられている。 ・ブランクによる心理面での再就職・復職に対する不安 妊娠・出産・育児によるブランクを乗り越え、その先にも子育てが続く現状で、週5日出社を伴う正規雇用で復職することは現実的に難しく、子育てかキャリアのどちらかを選択しどちらかを諦めなければならない子育て女性も多い。さらに実際のライフイベントによる制約だけでなく、ライフイベントが原因で発生したブランクによって自身のスキルに不安があり、再就職や復職に踏み出すことが難しいなどの心理面での不安や葛藤を抱える方も多い現状である。 ・女性の就業・リスクリングにおける地域格差 働き口が少ない首都圏以外の地域ではさらに就業難易度が上がる。就業先だけでなく、資格取得のためのスクールやセミナーも首都圏以外だと少なく、中には高額なものもあるため、スキルアップにも様々なハードルが存在する現状である。 以上の背景・課題から、子育てしながらでも安心して就労できる在宅ワークに必須なデジタル人材としてのスキルを、費用負担なく誰でもリスクリングすることができ、不安や悩みの解消などきめ細かなサポートとともに、さらに一貫して就労先までマッチングすることで、子育ても社会参画もどちらも諦めない女性活躍支援が実現すると推察される。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	156/200字
内閣府のマザーズハローワーク事業で全国200箇所以上のマザーズハローワーク（マザーズコーナー）が設置されており、5年間で31万人が就職を実現。また、各地のマザーズハローワーク主体で支援に関わる協議会が開催されている。加えて各自治体による女性の再就職支援事業や子育て世代向けのデジタル人材育成事業が推進されている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取り組み状況	199/200字
2022年から官民連携事業として「時間と場所にとらわれずオンラインを活用して自分らしく働くデジタル人材育成プロジェクト」を展開しています。全国10自治体「秋田県鹿角市」「福岡県古賀市」「福岡県北九州市」「熊本県天草市」「熊本県上天草市」「北海道長沼町」「三重県」「愛知県犬山市」「静岡県湖西市」「岡山県玉野市」で主に子育て女性をメインターゲットに累計1,000名以上のデジタル人材を輩出しています。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	193/200字
各自治体との個別の連携以上にスピード感・規模感ともに大きく支援が実現する点に加え、シェアリングエコノミー協会がこれまでの官民連携事例で培ってきた事例やノウハウを資金とともに各地域の実行団体にお渡しして実行いただくことで、弊会が直接受託して様々な地域に出向くよりも、それぞれの地域の実効団体の方が地域の機関と密に連携でき、きめ細かな支援と継続的な関わりを実現することができると考えられる。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

▼アウトカム①（収入面）

事業終了時には100名の子育て女性が年間60万円の収入増加を実現する。（5実行団体×参加者10名×2ヶ年＝100名）

事業終了後3年以内には、参加者は習得したデジタルスキルと就労経験を足がかりに完全在宅での正社員等用を目指すことができる。

▼アウトカム②（社会面）

子育ての大切な時期に子どもと過ごす時間を十分に確保することができると同時にキャリア形成においても大切な時期にブランクを最小限にとどめて社会との関わりを持ち続けることができる。上記のような選択肢が全国に浸透し、キャリアと子育ての両方を諦めない選択ができる社会になる。就労選択肢やリスクキリングの地域格差が是正される。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体入力項目100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域においてデジタル人材育成プログラム実施の結果により、対象グループの参加者の収入が1か月あたり5万円になる。	○	参加者の在宅ワークによる収入	0円 （初期値として在宅ワークでの収入がない方をターゲットとするが、すでに収入がある場合も考えられるため、事前調査を行う）				60万円/年間
対象地域において、デジタル人材育成事業とキャリア相談等の伴走サポートの結果により、対象グループの子育て女性の再就職や就業、リスクキリングに関する不安が減少する。	○	プログラム実施前後で弊社で製作した「女性の再就職意識調査アンケート」を実施する。その結果数値において、プログラム参加前後で優位な差が見られる。	再就職に対する不安：高				再就職に対する不安：低 （初期値と優位な差が見られる）
対象地域において、実行団体の働きかけにより対象グループの参加者が自主的に集まって、デジタルスキルの研鑽を目指すピアグループができ、離脱防止につながる。	○	ピアグループによる、勉強会が開催される回数	0回/月				2回/月

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配団体入力項目	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
対象地域において、実施団体に多様な働き方プログラムのノウハウが溜まり、継続的にプログラム展開ができるようになっている。	○	デジタル人材育成の担い手育成数	2人				4人
実行団体同士でデジタル人材育成事業の事例やノウハウを共有することで、国内トップクラスの人材育成ノウハウを集約することができ、それを他地域に展開することで、より広い子育て女性の支援に活用できる。	○	事例発表機会の数	0回/年間				2回/年間

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
実行団体への募集期間とする。	2024年10月－12月	14/200字
実行団体の選考期間とする。	2025年1月	13/200字
カリキュラムの作成費用として3団体に1,710,145円を分配する。	2025年2－3月	34/200字
1年目のデジタル人材育成プログラムの実行費用として3団体に6,000,000円を分配する。	2025年4月－3月	45/200字
2年目のデジタル人材育成プログラムの実行費用として3団体に6,000,000円を分配する。	2026年4月－3月	45/200字
3年目のデジタル人材育成プログラムの実行費用として3団体に6,000,000円を分配する。	2027年4月－3月	45/200字

		0/200字
--	--	--------

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
実行団体への募集期間とする。	2024年10月－12月	14/200字
実行団体の選考期間とする。	2025年1月	
実施団体に対して「デジタル人材育成プログラム」に関する情報共有・統一カリキュラムの作成を行う。	2025年2－3月	47/200字
1年目の「デジタル人材育成プログラム」を実行団体が対象グループに対して実施する。	2025年4月－12月	40/200字
1年目の実行団体の結果報告会・課題の共有を行い「デジタル人材育成プログラム」のブラッシュアップのためのカリキュラムの調整を行う。	2026年1月－3月	65/200字
2年目の「デジタル人材育成プログラム」を実行団体が対象グループに対して実施する。	2026年4月－12月	40/200字
2年目の実行団体の結果報告会・課題の共有を行い「デジタル人材育成プログラム」のブラッシュアップのためのカリキュラムの調整を行う。 期間終了後の事業自走に向けての伴走支援を行う。	2027年1月－3月	89/200字
3年目の「デジタル人材育成プログラム」を実行団体が対象グループに対して実施する。	2026年4月－12月	40/200字
3年目の実行団体の結果報告会・課題の共有を行い、他地域に展開可能なプログラムとして外部への報告・広報活動を行う。 期間終了後の事業自走に向けての伴走支援を行う。	2027年1月－3月	80/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	当協会が開催するビジネスカンファレンス「シェアサミット」（過去5,000人を集客、今年は6,000名を計画）及び協会ホームページでの発表を予定している。加えて協会にはSNS広告の専門家が在籍しているため、Instagram等のターゲットの目に留まりやすいSNSでの周知も併せて実施する。	144/200字
連携・対話戦略	当協会の会員企業（現在320社）には四半期に一度、事業報告会を行っており、その中で本取り組みについても報告予定。また自治体については当協会のシェアリングシティ推進協議会加盟自治体（現在175自治体）に活動共有。政府に対しては当協会の窓口であるデジタル庁と連携し、本取り組みを全自治体にアナウンスしていく予定である。	429/200字

VI.出口戦略・持続可能性につ¹助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	当協会は2016年に設立し、協会が事業を実行する形で地域に新しい働き方を推進することは既存事業として実施しており、政府と連携したシェアリングエコノミー推進は政府成長戦略やデジタル田園都市国家構想の重点施策にも記載されている。本事業を通して中間支援組織としてのノウハウの蓄積とコレクティブインパクトグループのネットワークの強化を実現し、中間支援組織としても社会課題の解決に向けて事業を継続できる団体を目指す。	203/400字
実行団体	本プロジェクトを通じて、デジタル人材育成事業を自立的に各地域で実施できる状態を目指す。そのために弊会は資金的な支援だけでなく、非資金的なガバナンスや資金調達、広報等のビジネス支援を提供し、研修や合同評価会などを設置する。協会の7つのエリア支部も継続してサポートできる体制を強化し、実行団体の所属する自治体と連携することで、社会課題解決に向けたコレクティブインパクトの強化を実現する。	191/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	314/800字
中間支援組織としての資金的助成事業の実績は現時点ではないが、事業実行団体（人材）の選定・ノウハウ支援・事業伴走という意味での類似業務としては、自治体と連携した地域おこし協力隊（シェアリングエコノミー推進員）の選定と事業伴走の経験を有している。内容としては上天草市と連携して、地域おこし協力隊の選定基準を作成し、書類選考・面接の過程を経て採用し、３年間の任期の間に実行する事業の事業計画の立案とメンタリング、実際のシェアリングエコノミー推進セミナー等での講師の派遣支援を実施。 その他にも、シェアリングエコノミーサービスを運営するスタートアップ企業に対するコンサルティング・成長支援などの非資金的支援を多数実施した実績を有する。	
(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	377/800字
令和4年度から本年までに9自治体でのデジタル人材育成事業の履行実績があり、今年度も継続して複数の地域で類似のプロジェクトを推進中。子育て女性を中心に累計1000名以上の方にデジタル人材育成セミナー・キャリア相談・就業マッチング等の支援を実施。 熊本県 天草市 天草市オンラインワーカー育成プロジェクト 熊本県 上天草市 地域おこし協力隊向けシェアワーカー育成プロジェクト 秋田県 鹿角市 鹿角市テレワーカー活躍促進事業 愛知県 犬山市 インターネットを活用した情報発信と資源のシェアを学ぶオンライン実践講座 岡山県 玉野市 玉野市在宅ワーク就労支援業務 福岡県 古賀市 まちづくり実証実験委託 福岡県 北九州市 在宅シェアワーク実践セミナー 静岡県 湖西市 湖西市女性の再就職支援事業 北海道 長沼町 地域おこし協力隊と連携したテレワーク推進セミナー	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体	89/200字
(2)実行団体のイメージ	シェアリングを通してそれぞれの社会課題と向き合い、共創・共助の社会を目指す団体。 デジタル人材育成の類似事業の履行実績を豊富に有していて、首都圏以外の地域に拠点を置く団体を想定。	
(3)1実行団体当り助成金	19,710,145円	11/200字
(4)案件発掘の工夫	シェアリングエコノミー協会は全国7支部、会員企業（非営利団体を含む）400社が加盟する社団法人であり、全国でデジタル人材育成や子育て女性の支援を実施する団体へのアプローチを実現。加えて各地で弊社独自でデジタル人材育成事業を推進する際に連携した団体を中心に発掘することで、業務遂行の技術力を十分に有した団体の発掘が可能。	159/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	プログラムオフィサー3名のうち2名を新規採用とし、デジタル人材育成の専門家と、官民連携を含む広域連携の専門家を採用予定。事務局として進行管理担当者を新規2名採用し、事業推進してまいります。						96/200字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数		内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	
※資金分配団体用	3	名	新規採用人数 (予定も含む)	2	名	予定あり(詳細は右記のとおり) 兼業先業務との兼務想定。本事業50%、他事業50%想定。	
			既存PO人数	1	名	予定あり(詳細は右記のとおり) 官民連携デジタル人材育成事業との兼務想定。本事業50%、他事業50%想定。	
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	シェアリングエコノミー協会事務局内に2名の弁護士を配し、外部のリスクマネジメントアドバイザーとも連携しながら、ガバナンス・コンプライアンスを管理し、不正行為・利益相反等の防止を徹底。万一の事故発生時にも迅速かつ適切な対応が可能な体制とする。						120/200字
(4)コンソーシアム利用有	なし						

申請団体		資金分配団体	
事業期間		令和 6 年10月 ~ 令和 9 年 3 月	
資金分配団体	事業名	デジタル人材育成を通じた子育て女性の就労支援事業	
	団体名	一般社団法人シェアリングエコノミー協会	

	助成金
事業費	68,567,186
実行団体への助成	59,130,436
管理的経費	9,436,750
プログラムオフィサー関連経費	19,605,000
評価関連経費	9,990,000
資金分配団体用	4,590,000
実行団体用	5,400,000
合計	98,162,186

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
事業費 (A)	16,419,359	17,382,609	17,382,609	17,382,609	68,567,186
実行団体への助成	14,782,609	14,782,609	14,782,609	14,782,609	59,130,436
－					
管理的経費	1,636,750	2,600,000	2,600,000	2,600,000	9,436,750

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,315,000	5,430,000	5,430,000	5,430,000	19,605,000
プログラム・オフィサー人件費等	2,115,000	4,230,000	4,230,000	4,230,000	14,805,000
その他経費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	4,800,000

3. 評価関連経費 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
評価関連経費 (C)	0	3,020,000	2,700,000	4,270,000	9,990,000
資金分配団体用	0	1,220,000	900,000	2,470,000	4,590,000
実行団体用	0	1,800,000	1,800,000	1,800,000	5,400,000

4. 合計 [円]

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	合計
助成金計(A+B+C)	19,734,359	25,832,609	25,512,609	27,082,609	98,162,186

資金計畫書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計	0	100.0%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

[illegible]

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	シェアリングエコノミー協会		
郵便番号	102-0093		
都道府県	東京都		
市区町村	千代田区平河町		
番地等	2-5-3		
電話番号	03-5759-0306		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://sharing-economy.jp/ja/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	シェアリングエコノミー協会 公式X	
設立年月日	2016/01/15		
法人格取得年月日	2016/01/15		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ウエダ ユウジ
	氏名	上田 祐司
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	イシヤマ アンジュ
	氏名	石山 安珠
	役職	代表理事

(3)役員

役員数 [人]	12	
	理事・取締役数 [人]	11
	評議員 [人]	0
	監事/監査役・会計参与数 [人]	1
	上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	15	
	常勤職員・従業員数 [人]	0
	有給 [人]	0
		無給 [人]
	非常勤職員・従業員数 [人]	15
	有給 [人]	14
		無給 [人]
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	544
団体会員	366
団体その他会員〔団体数〕	178
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	
個人正会員〔人〕	
個人その他会員〔人〕	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数〔件〕	
申請前年度の助成総額〔円〕	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	令和6年度金沢市関係人口創出民間提案モデル事業

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

- 記載例（番号1〜3）は削除のつぎ番号1より入力してください。
- 名簿には登記簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。
- 氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。
- 備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。
- 提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。

[各欄の入力方法と注意点]

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正はT、昭和はS、平成はHを半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性はM、女性はFで入力してください。

必須入力
任意入力セル

番号	入力確認欄	氏名カナ	氏名漢字	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ウエダ ユウジ	上田 祐司						団法人シェアリングエコノミー	代表理事			
2	OK	イシヤマ アンジュ	石山 安珠						団法人シェアリングエコノミー	代表理事			
3	OK	シゲ マツダ イスカ	重松 大輔						団法人シェアリングエコノミー	理事			
4	OK	ミナミ アキキ	南 章行						団法人シェアリングエコノミー	理事			
5	OK	コウタ ケイコ	甲田 恵子						団法人シェアリングエコノミー	理事			
6	OK	トクヤマ ゲンキ	徳山 元気						団法人シェアリングエコノミー	理事			
7	OK	カキヤ ゲンキ	金谷 元気						団法人シェアリングエコノミー	理事			
8	OK	オヤマトモヒロ	大屋 智浩						団法人シェアリングエコノミー	理事			
9	OK	アマノ サトシ	天沼 聡						団法人シェアリングエコノミー	理事			
10	OK	キムラ サチコ	木村 幸子						団法人シェアリングエコノミー	理事			
11	OK	ワタ サチコ	和田 幸子						団法人シェアリングエコノミー	理事			
12	OK	コダ マシヨウジ	児玉 昇司						団法人シェアリングエコノミー	理事			
13	OK	ハナ ヒカル	馬場 光						団法人シェアリングエコノミー	理事			
14	OK	サヘ ットゥ タカシ	佐別當 隆志						団法人シェアリングエコノミー	理事			
15	OK	ツミタ ユウヘイ	積田 有平						団法人シェアリングエコノミー	常任理事			
16	OK	シラカモ エキ	白川 もえぎ						団法人シェアリングエコノミー	監事			
17	*	*	*	*	*	*	*	*		*			

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:		記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
団体名:	一般社団法人シェアリングエコノミー協会		
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。		

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。 <https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html>
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第17条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第20条
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第20条
(5)決議事項		内定後1週間以内に提出			
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第21条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第23条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提出			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第24条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第24条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	内定後1週間以内に提出			
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第36条
(3)招集理由		内定後1週間以内に提出			
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第36条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第34条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第38条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第40条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出			
● 理事の職務権限に関する規程					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款		第34条
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	内定後1週間以内に提出			
● 役員及び評議員の報酬に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する	内定後1週間以内に提出			

(2)報酬の支払い方法	酬金並びに費用に関する規程	内定後1週間以内に提出		
● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	内定後1週間以内に提出		
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		内定後1週間以内に提出		
(3)私的利益追求の禁止		内定後1週間以内に提出		
(4)利益相反等の防止及び開示		内定後1週間以内に提出		
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(6)ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7)情報開示及び説明責任		内定後1週間以内に提出		
(8)個人情報の保護		内定後1週間以内に提出		
● 利益相反防止に関する規程				
(1)～1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)～2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	内定後1週間以内に提出		
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	内定後1週間以内に提出		
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		内定後1週間以内に提出		
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2)職制		内定後1週間以内に提出		
(3)職責		内定後1週間以内に提出		
(4)事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	内定後1週間以内に提出		
(2)給与の計算方法・支払方法		内定後1週間以内に提出		
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3)保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	内定後1週間以内に提出		
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2)緊急事態の範囲		内定後1週間以内に提出		
(3)緊急事態の対応の方針		内定後1週間以内に提出		
(4)緊急事態対応の手順		内定後1週間以内に提出		

● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第2条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第1条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第5条、第6条
(5)金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6)収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第17条

定 款

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人シェアリングエコノミー協会(英語表記:Sharing Economy Association,Japan)と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 当法人はシェア(共助・共有・共創)の仕組みが社会インフラとして真に浸透することによって実現される、持続可能な共生社会の実現を目指し、新しい経済・社会モデルを提示・普及することで、日本経済の発展ならびに、一人ひとりの多様な生き方を支える社会の構築に寄与するため、シェアリングエコノミーの普及を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 各シェアリングサービスの普及促進の為に勉強会及び広報活動
2. プラットホーム事業者の健全なるビジネス環境と利用者保護体制の整備
3. シェアリングエコノミーを通じた地域課題・社会課題の解決
4. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
5. 各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣
6. シェアリングエコノミー認証基準の創設及び認証マーク取得に関する支援並びに同認証制度の実施及び運用
7. シェアリングシティ推進協議会の創設及び自治体課題を解決するためのシェアリングエコノミー導入支援
8. 団体損害保険の加入手続の事務手数料収受
9. 損害保険代理業
10. 前各号に附帯する一切の業務

(公告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する。

第2章 社 員

(入社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、社員総会における議決権を有する者として入社した者を社員とする。

2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに社員となる。

(任意退社)

第 6 条 社員は、当法人において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第 7 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第 8 条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
2. 当該社員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
3. 総社員が同意したとき

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 9 条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

第3章 会 員

(種別)

第10条 当法人の会員は、次の5種とし、その詳細は別に定める会員規約によるものとする。

1. シェア会員
2. 一般会員
3. 特別会員
4. 非営利会員
5. 個人会員

(入会)

第11条 会員として入会しようとする者は、当法人の指定する方法により入会申込みを行い、入会承認には以下の入会要件を満たす必要がある。

1. 別途定める本協会倫理規程を順守すること。
2. 第10条(反社会的勢力の排除)に定めるとおり、反社会的勢力ではないこと等に関する表明をし、それを保証するために宣誓書を提出すること。

2 当法人は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けないことがある。また、入会後においても退会させることができる。

1. 当法人の趣旨に賛同していない
2. 過去に当法人の除名処分を受けたことがある

3. 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがある
4. 当法人の信用調査または身元確認の結果、信用性が疑わしいと判断されたとき
5. 当法人の提供する事業モデルが、サービス利用者に対してリスクが高いと判断されたとき。
6. その他不適切と判断されたとき

(入会金及び会費)

第12条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第13条 会員は、当法人において別に定める退会届を退会の2ヶ月前までに提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第14条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき
2. 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第15条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
2. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
3. 1年以上会費を滞納したとき。
4. 総社員が同意したとき。
5. 総理事の過半数が同意したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第16条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 社員総会

(社員総会)

第17条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(構成)

第18条 社員総会は、社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(開催地)

第 19 条 社員総会は、都度事務局が指定した場所において開催する。

(招集)

第 20 条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 21 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議長)

第 22 条 社員総会の議長は、代表理事のうち1名がこれに当たる。すべての代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 23 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(員数)

第 24 条 当法人は、次の役員を置く。理事3名以上、監事1名以上3名以内

2 役員のうちには、役員のいずれか1名及びその親族、同一の企業又は企業グループ、その他特殊の関係がある者の合計数が、役員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 役員は社員総会の決議により選任する。

(理事の任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(監事の任期)

第26 条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 増員又は補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の選任)

第27 条 役員は社員総会の決議により選任する。

2 当法人は、代表理事を2名置き、理事会の決議により定める。

(理事の職務権限)

第28 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の職務を統括する。

(監事の職務権限)

第 29 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の報酬等)

第 30 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第31 条 役員が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(役員等の法人に対する責任の免除)

第 32 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議によって、同法第111条の行為に関する理事又は監事の責任を、法令に規定する額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第 33 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

1. 当法人の業務執行の決定
2. 理事の職務執行の監督
3. 代表理事の選定及び解職
4. 幹事の選任及び解職
5. 幹事会の設置及び解散
6. 支部長の選任及び解職
7. 支部の設置及び解散
8. 委員長の選任及び解職
9. 委員会の設置及び解散
10. シェアリングシティ推進協議会 代表の選任及び解職

11. シェアリングシティ推進協議会 設置及び解散

(招集)

第 35 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会の招集は、当該理事会の日の5日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

3 理事及び監事は、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は、理事会を招集することができる。

5 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(招集手続の省略)

第36条 理事会は、代表理事が招集する。

2 理事会の招集は、当該理事会の日の5日前までに、各理事及び監事に対してその通知を発しなければならない。

3 理事及び監事は、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は、理事会を招集することができる。

5 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ理事会において定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(理事会の決議の省略)

第 39 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより書面若しくは電磁的記録をもって議事録を作成し、理事会の日から10年間その主たる事務所に備え置く。

第7章 幹事会、委員会及び支部

(幹事会、委員会及び支部の設置)

第 41 条 当法人は、その事業の執行に関し、諮問機関又は執行機関として幹事会、委員会または支部を置くことができる。

2 幹事会、委員会及び支部の種類、組織及び運営に関する事項は、別途規程で定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(剰余金の不配当)

第 43 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(法令の準拠)

第 45 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

代表理事 上田祐司

平成28年1月15日 設立

平成28年1月29日 変更

平成28年8月8日 変更

平成29年1月10日 変更

平成29年1月12日 変更

平成30年2月27日 変更

令和3年6月9日 変更

令和4年3月15日 変更

令和4年7月19日 変更

令和5年3月13日 変更

令和5年12月11日 変更

令和6年6月1日 変更

令和4年7月19日

上記は、当法人の定款に相違ありません。

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

代表理事 上田祐司

業務分掌規程

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

業務分掌規程

第1条（目的）

協会における各組織単位の業務分掌は、本規程の定めるところによる。

第2条（管理本部）

管理本部は、次の業務をつかさどる。

（1）経理部

- ① 月次、年次決算事務
- ② 税務申告に関する事項
- ③ 公認会計士の監査に関する事項
- ④ 諸法令に基づく経理関係提出書類の作成
- ⑤ 給与、賞与の計算及び支給
- ⑥ その他経理全般に関する事項
- ⑦ 商業登記及び官公庁への届出

（2）財務部

- ① 資金計画及び統制
- ② 資金の調達及び運用
- ③ 金銭及び有価証券の出納並びに保管
- ④ 与信管理業務全般

（3）知財法務部

- ① 各種契約書の作成
- ② 主に法務・契約及び訴訟に関するリスクマネジメント
- ③ その他法務全般に関する事項
- ④ 知的戦略の立案、推進
- ⑤ 特許権、商標権の権利取得活動
- ⑥ その他理事長の特命による知財戦略全般

（4）人事企画・総務部

- ① 人員採用計画の立案・実行
- ② 庶務事務及び諸行事の主催・運営
- ③ 印章管理
- ④ 協会内規程の管理
- ⑤ 従業員人事及び勤怠管理
- ⑥ 教育研修
- ⑦ 福利厚生
- ⑧ 安全衛生
- ⑨ 各種保険事務
- ⑩ 各種団体への加入、脱退事務
- ⑪ その他各本部の所管業務に属さない事項

（5）経営管理部

- ① グループ全体の経営戦略・年度計画、中長期計画・人員採用計画・予算編成計画の立案・実行
- ② 独立採算制度・予実比較の管理
- ③ 理事会の運営
- ④ 関係協会の業務遂行状況の検証及び指導・管理体制の整備
- ⑤ 社員関係事務
- ⑥ 社員総会の運営
- ⑦ I Rに関する業務
- ⑧ 広報に関する業務
- ⑨ 営業証憑類の管理・保管
- ⑩ 営業取引の収支管理
- ⑪ 営業管理面を中心とした内部統制室との協働
- ⑫ その他、理事長の特命事項

第3条（システムコンサルティング本部）

システムコンサルティング本部の各部は、次の業務をつかさどる。

- ① 各部の事業方針の作成
- ② 商品サービス需要動向及び市場の調査
- ③ 商品・サービスの販売
- ④ 既存コミュニティーサイトでのサービス企画
- ⑤ 既存コミュニティーサイトの保守・運営
- ⑥ 既存クライアントへのアフターサービスの提供

第4条（リサーチ&ディベロップメント本部）

リサーチ&ディベロップメント本部の各部は、次の業務をつかさどる。

- ① クライアント向けのシステム開発
- ② 新商品・サービスの研究、開発
- ③ 協会外発注している制作会社の管理
- ④ クライアント、ユーザーよりの苦情・問い合わせ処理
- ⑤ 既存クライアントへのアフターサービスの提供
- ⑥ 既存システムの運用
- ⑦ その他開発全般に関する事項

第5条（内部統制室）

内部統制室は、次の業務をつかさどる。

- ① 業務監査、管理監査、コンプライアンス状況の統括
- ② 業務関連の規程運用状況の監査
- ③ 営業関係書類の管理状況の監査
- ④ 管理関連の規程運用状況の監査
- ⑤ コンプライアンス体制の徹底の監査
- ⑥ 理事長の指示による特命監査
- ⑦ 監事から委任された監査

第6条（セキュリティ委員会）

セキュリティ委員会は、次の業務をつかさどる。

- ① セキュリティ管理体制構築強化と事故対応
- ② 情報資産に対する重大な脅威への警戒・監視、従業員等に対する教育
- ③ 内部監査と社内規程違反に対する調査、再発防止策検討・実施
- ④ セキュリティ対策の総合的推進に付随する一切の業務

第7条（経営企画室）

経営企画室は、次の業務をつかさどる。

- ① 協会経営全般にまつわる基本方針の企画立案・検証・改善
- ② 全社員ないし全社の一定の役職者が対象の会議に関する企画・運営

付 則

第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は、規程管理規程に従わなければならない。

第9条（施行）

本規程は、平成30年7月1日より施行（改定）する。

経 理 規 程

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

経 理 規 程

第1章 総 則

第1条（目的）

本規程の目的は、当協会において企業会計の原則並びに基準に従い、業務遂行が正確且つ迅速に行なわれるように定めたものである。

第2条（適用範囲）

当協会における経理業務の処理は、次の各号の通りとする。

- （1）会計伝票の設定・記録及び整理
- （2）入出金に伴う業務
- （3）債権債務に伴う経理処理
- （4）協会外投融資に伴う経理処理
- （5）固定資産の経理処理
- （6）決算及びこれに関する諸届・報告
- （7）連結決算に伴う経理処理（別に定める連結財務諸表作成要領による）
- （8）その他一般経理に関する事項

第3条（経理の責任者）

当協会経理業務は経理部経理担当にて行ない、その責任者は経理部長とする。

第4条（会計年度）

1. 当協会の会計年度は、定款に定める営業年度とする。
2. 当協会は月次決算を遅滞なく実施する。

第2章 勘定科目と経理帳簿

第5条（勘定の整理）

当協会経理業務においては、すべて適正な勘定科目に仕訳し、明瞭に伝票に記載し、帳票に記録して整理しなければならない。ここにいう勘定科目は、別に定める。

第6条（会計帳簿）

経理部に備える会計帳簿は、次のとおりである。

- （1）会計伝票
 - 総勘定元帳
 - 試算表
- （2）補助元帳（各勘定科目別）
 - 科目残高一覧表
 - 償却資産台帳
 - 現金出納帳

第7条（査証）

経理部長は、会計日記帳等の査証及び承認を行うものとする。

第8条（会計帳簿の作成）

経理担当者は証憑等をもとに仕訳をコンピュータに入力して会計伝票を作成し、諸表を勘定科目別にファイル

管理する。

第9条（会計帳簿の修正）

経理担当者は、会計帳簿に誤りが生じた場合は、速やかに修正し、常に金額と内容の検証を行ない、管理をしなければならない。

第10条（会計帳簿の更新）

会計帳簿の更新は、会計年度の初めに行う。会計年度中は更新ができない。

第11条（会計帳簿の保存期間）

会計帳簿の保存は経理部で行ない、その保存期間は文章管理規程に従うものとする。

第3章 債権・債務

第12条（債権債務会計の定義）

債権債務会計とは、購買及び販売に伴い、発生する債権債務の経理業務をいう。

第13条（売上債権の計上）

営業活動により売上債権が発生した場合、経理担当者は売上傳票を作成し、予め定められた一定の基準に従い、経理責任者の承認を得て、直ちに売上債権を計上することとする。

第14条（仕入債務の計上）

仕入のために商品の仕入債務が発生した場合、経理担当者は各部門担当者の検収確認を得た後、納品の事実を証する書類に基づき、経理責任者の承認をえて、直ちに仕入債務を計上しなければならない。

第15条（債権・債務の掌握）

債権及び債務の管理は、発生したときから消滅に至るまで、得意先別及び購入先別に記録して、経理部長及び各営業部長が掌握し管理しなければならない。

第16条（残高の確認）

各部門は担当の債権及び債務に関し、必要に応じて対象会社又は対象者の持つ残高と照合し、正確な残高を把握しなければならない。原則として期末日時点にて債権者及び債務者に対する残高確認の手続きを行い差異があった場合はその差異を照合しすみやかに解決することとする。

第4章 決 算

第17条（決算手続き）

当協会定款にて定める事業年度の末日をもって会計年度の期末決算を実施し、その書類の内容については、次のとおりとする。

（1）期末決算書類

貸借対照表、損益計算書、事業報告書、附属明細書、株主資本等変動計算書、注記表他必要とする書類

（2）税務署に申告するための書類

第18条（監事）

経理部長は、期末決算書類を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の定めるスケジュールに従って理事会の承認を得た後、監事に提出しなければならない。

第 19 条（決算書類等の記載事項）

決算書類等（第 17 条にて定める期末決算書類等を含むがこれに限られない）には、法令、その他公的機関等にて定める必要事項を記載するものとする。

第 20 条（税務申告）

経理部長は各税法の規定に従い税務申告書を作成し、所定の期日までに監督官庁に申告・納付しなければならない。

第 21 条（会計方針の変更）

会計方針の変更や重要な決算修正を行う場合には、経理部長がその内容を確認し、最高財務責任者の承認によって行うものとする。

付 則

第 22 条（規程の改廃）

本規程の改廃は、規程管理規程に従わなければならない。

第 23 条（施行）

本規程は、平成 30 年 7 月 1 日より施行（改定）する。

情報セキュリティ基本方針

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

当協会は、業務上取り扱う顧客等の情報資産および当協会の情報資産を各種脅威から守り、企業としての社会的使命を果たすため、情報セキュリティポリシーとして本基本方針および情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程その他の関連規程・規則を定め、以下の取組みを実施いたします。

1. 当協会は、業務上取り扱う顧客等の情報資産のセキュリティ対策には万全を期すものとし、紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等のリスク未然防止につねに最優先にて取り組むものとする。
2. 当協会は、当協会の情報資産についても、それを最大限有効に活用しつつ、その重要度に応じた適切なセキュリティ対策を実施する。
3. 当協会は、情報セキュリティに関する組織として社内に「情報セキュリティ管理委員会」を設置するほか、部門単位に情報セキュリティ管理の責任者および担当者を置き、全社的な組織体制により情報資産のセキュリティ対策を実施・運用・推進する。
4. 当協会は、役員・社員等（パートタイマーを含む。）に対する情報セキュリティに関する教育・啓蒙を継続的に実施し、情報セキュリティポリシーの周知徹底に努める。情報資産を取り扱うすべての役員・社員等は、情報セキュリティポリシーを遵守し、そこに定められた義務と責任を果たすものとする。
5. 当協会は、技術の進歩や業務環境の変化等も考慮のうえ、情報資産のリスク評価を多方面から継続的に実施し、それを情報セキュリティポリシーおよびそれに基づく各種施策に反映させることにより、情報セキュリティの維持・向上を図るものとする。
6. 当協会は、情報セキュリティに関する各種運用の状況等について定期的に監査を実施し、必要に応じた適切な是正措置を講じることにより、情報セキュリティの確保に努めるものとする。
7. 当協会は、インターネット社会の秩序を守るとともに、その健全なる発展のために貢献する。
8. 当協会は、情報セキュリティに関連する法令、その他の規範を遵守する。

職務権限規程

(目 的)

第1条 この規程は、当協会の各職位の職務権限遂行上の基本的事項を定め、業務の組織的・有機的な運営と責任権限の明確化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における主な用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 職位：管理組織上の地位をいう。
- (2) 職務：各職位で遂行すべき割り当てられた業務をいう。
- (3) 権限：各職位が、職務遂行にあたり与えられた職権の範囲をいう。
- (4) 責任：各職位にあたるものが負う責務をいう。
- (5) 命令：指揮系統に基づき部下に業務遂行を命ずることをいう。
- (6) 決定：権限保有者が自己の責任において決定することをいう。
- (7) 承認：下位職位の申請事項に対して同意を与えることをいう。
- (8) 審査：一定の基準に照らし、起案・申請事項に対して調査・検討し判定することをいう。
- (9) 起案：所管業務に関し、文書などにより上位職位の決裁を求めることをいう。
- (10) 申請：上位職位に業務遂行の許可を申し出ることをいう。
- (11) 報告：業務遂行の経過および結果について上位職位に報知することをいう。
- (12) 勧告：決定・命令の権限のある職位に対して、専門的・技術的立場より業務遂行について勧告することをいう。
- (13) 助言：決定・命令の権限のある職位に対して、専門的・技術的立場より進言することをいう。

(職務権限と責任)

第3条 各職位は、明確な範囲の責任事項と業務遂行に必要な権限を有する。

(職務権限の行使)

第4条 各職位は、原則として、その保有する職務権限を自ら行使しなければならない。

(職務権限の尊重)

第5条 各職位は、組織規程の職位と職務に定める会社の指揮命令系統に従うとともに、互いに職務権限を尊重し、他の職位の職務権限を侵してはならない。

(職務権限事項)

第6条 各職位に付与される職務権限は別表「職務権限表」のとおりとする。

(職務権限の委譲)

第7条 各職位は、業務処理上必要と認めるとき、上位職位の許可を得て、その職務権限の一部を下位職位に委譲することができる。

- 2 職務権限の委譲を受けた者は、その行使について自ら責任を負う。ただし、委譲者は、指揮監督責任を免れることはできない。

(職務権限の不在代行)

第8条 職位にある者が事故その他の事由により権限を行使できないときは、直属の上位職位がその職務権限を行使する。

- 2 代行の業務処理の責任は代行者が負う。

(職務権限の調整)

第9条 業務遂行にあたり職位相互間の見解が一致せず、調整が困難なときは、上位職位の決定または協議による。

(報告の義務)

第10条 各職位は、業務遂行の経過および結果について、速やかに上位職位に報告しなければならない。ただし、定例的な事項または軽易な事項については、報告を省略することができる。

付 則

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、事務局長が起案し、代表理事の承認により決定する。

(施 行)

第12条 この規程は平成30年7月1日から施行する。

◆職務権限表

◎＝決定、承認 ○＝起案 □＝審査 △＝報告

分 類	項 目	区 分	代 表 理 事	理 事 会	事 務 局 長	事 務 局
基 本 事 項	経営理念		◎	△	○	
基 本 事 項	経営基本方針		◎	△	○	
基 本 事 項	理事会の招集および議案		◎	△	□	○
計 画	中長期経営計画		◎	△	□	○
計 画	年度経営方針		◎	△	○	
計 画	年度事業計画および半期事業計画		◎	△	□	○
計 画	協会の方針および業務計画の決定、修正		◎	△	○	
計 画	協会内の予算		◎	△	○	
総 務	規則・要綱・要領・規約の制定・改廃		◎	△	□	○
総 務	契約書等の文書（売買取引等を除く）		◎		□	○
総 務	協会印・代表理事印の押印		◎	△	□	○
総 務	訴 訟	重要なもの	◎	△		○
営 業	取引基本契約の締結		◎	△		○
財 務	債務保証		◎	△	○	
財 務	有価証券の取得・処分		◎	△	○	
財 務	担保および保証金の差入		◎	△	○	
財 務	交際費	5 万円超	◎	△	□	○
固 定 資 産	取得および処分（リースを含む）	100 万円以上	◎	△	□	○
固 定 資 産	取得および処分（リースを含む）	100 万円まで		△	◎	○
人 事	採 用	正規従業員の採否		△	△	○
人 事	理事クラスの異動		◎	□	○	
人 事	職位者以上の異動			◎	○	

人 事	その他の異動			△	◎	○
人 事	昇 格	職 位 者 以 上 の 物 品	◎			○
人 事	昇 格	その他		△	◎	○
人 事	従業員の懲戒	減給以上	◎	△		○
人 事	従業員の給与その他重要な労働条件の基準に関する事項		◎	△		○
人 事	労働条件の基準の設定・変更 (労働協約、協定書等の締結を含む)		◎	△		○
情報 システム	情報システム構築方針・計画		◎	△		○
内 部 監 査	内部監査方針・計画		◎	△		○

稟 議 規 程

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

稟議規程

第1章 総則

第1条(目的)

本規程は、一般社団シェアリングエコノミー協会における稟議の手続きについて定めるものであり、経営における意思決定並びに業務遂行の迅速化及び円滑化を図ることを目的とする。

第2条(定義)

稟議とは、提案権限を有する者が、主管業務のうち自己の権限を越える事項及び重要な事項の実施について、一定の手続きにより起案し、決裁を得ることをいう。

第3条(原則)

1. 稟議による決裁は、原則として着手する前に得なければならない。
2. 緊急を要するために、稟議申請前に着手した事項であっても、事後直ちに稟議し、その決裁を得なければならない。

第4条(稟議事項)

稟議を要する事項は、「稟議事項及び決議・決裁基準」でこれを定める。

第5条(手続)

稟議は、すべて以下に定める提出、審査、受理、回議、決裁の手続きにより、行なわなければならない。但し、電子稟議の場合は一部手続が省略される。

第2章 申請

第6条(起案者の定義及び義務)

1. 起案者は原則として理事又は事務局員とする。
2. 起案者は、職務と権限にもとづいて稟議を申請し、必要あるときは説明を行ない、また決裁を得た後は、当該決裁事項を実施しなければならない。

第7条(申請前の打合せ)

起案者は、稟議を申請する際、その案件の目的・実施方法・時期・効果等について充分調査研究を行ない、また必要あるときは当該案件について直接関係を有する部署と打合せを行ない、業務遂行の円滑化を図らなければならない。

第8条(稟議書の作成)

1. 稟議の申請にあたっては、「稟議書」を作成しなければならない。原則として、一通の稟議書に記載できる案件は、一件とする。
但し、一回の稟議において、互いに関連する複数の事項を起案する場合には、それらをまとめて記載することができる。
2. 稟議書に記載すべき事項は、下記のとおりである。
 - (1) 起案部署・起案者氏名
 - (2) 案件名
 - (3) 案件の目的及び起案理由
 - (4) 案件の実施又は購入方法及び時期
 - (5) 金銭の支出を要する場合、その金額、支払方法、時期
 - (6) 回議先
 - (7) 決裁者氏名、認否及び理由
3. 起案者は、必要に応じて、下記を提出するものとする。
 - (1) 添付書類
 - (2) 案件の予測効果

第9条(稟議書の提出)

1. 起案者は、稟議書を作成し、経理財務部に提出する。
2. 経理財務部は、提出された稟議書を保管する。

第3章 受 理

第10条(稟議書の審査)

1. 経理財務部は、提出された稟議書を審査する。この場合の審査事項は、下記のとおりとする。

- (1) 必要と思われる記載事項が、すべて記載されているか
- (2) 記載内容が、整合しているか
- (3) その他、形式上不備な点がないか

2. 審査の結果、前項の審査事項に不備があると認められる場合は、稟議書の再提出を求めることができる。この場合、起案者は不備な点を補充して、再度稟議書を提出しなければならない。

第11条(受理)

前条における審査の結果、第1項の審査事項を完備していると認められる場合は、稟議書を受理する。

第4章 回 議

第12条(回議)

起案者は、稟議書をその内容に従い、「稟議事項及び決議・決裁基準」に応じて速やかに回議する。

第13条(回議先における審議)

1. 回議先は、回付された稟議書を権限の範囲内で、自己の主管業務の立場から審議するものとする。
2. 審議の結果、異議のない場合は「承認」、異議ある場合には「却下」のいずれかを選択し、必要に応じて意見を付して次の回議先に回付するものとする。
3. 回議先が、原案に対する異議又は原案に重大な修正、若しくは条件を加えるべきものと判断した場合には、その旨を示して起案者に稟議書の再提出を求めるか、又は「コメント」欄にその旨を明記する。
4. 起案者の権限内の事項の実施であっても起案者以外の承認権限を持つ者の承認を必要とする。

第 14 条(回議中の内容変更及び稟議の取り下げ)

1. 回議中に事情の変化等により、起案者が稟議を取り下げることができる。この場合起案者は、既に回付の終わった回議先に対し、その旨通知しなければならない。
2. 内容変更の場合には、再度回議の手続きを取るものとする。

第15条(回議の促進)

1. 回議先は、回付された稟議書の審議を迅速に行なわなければならない。
2. 回議を進める回議先が不在のため、審議が遅れるおそれがあるときは、次の上位代行者へ回付し、順次承認を受けることができる。

第5章 決 裁

第16条(決裁)

回議の終了した稟議書は、決裁を受けるものとする。

第17条(決裁の種類)

決裁の種類は、下記のとおりとする。

- (1) 決裁: 原案のとおり決裁する。
- (2) 却下: 否認する。

第18条(決裁の効力)

1. 決裁の効力は、決裁日より発生するものとする。
2. 決裁後3ヵ月経過した決裁の効力は無効となる。その期間後に当該事項を実施する場合には、改めて稟議を申請しなければならない。

第19条(決裁事項の実施)

起案者は、速やかに決裁事項を実施し、その結果について決裁者に報告しなければならない。

第20条(追加又は訂正)

決裁後やむを得ない理由により、その内容を変更する必要がある場合は、あらためて変更の稟議申請手続きをとらなければならない。

第21条(稟議書の保管等)

決裁済稟議書の正本は、経理財務部において保管する。
但し、電子稟議書の場合はその限りではない。

付 則

第22条(規程の改廃)

本規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

第23条(施行)

本規程は、平成30年7月1日より施行(改定)する。

履歴事項全部証明書

東京都千代田区平河町二丁目5番3号
一般社団法人シェアリングエコノミー協会

会社法人等番号	0107-05-002402
名 称	一般社団法人シェアリングエコノミー協会
主たる事務所	東京都千代田区平河町二丁目5番3号
法人の公告方法	官報に掲載してする。
法人成立の年月日	平成28年1月15日
目的等	当法人は、すべての人が様々な形で経済活動に参加できる社会の実現を目指し、新しい経済行為を活性化させ、日本経済全体の発展に寄与するため、各シェアリングサービスの普及促進を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1. 各シェアリングサービスの普及促進の為に勉強会及び広報活動 2. プラットホーム事業者の健全なるビジネス環境と利用者保護体制の整備 3. インターネットを利用した各種情報提供サービス業 4. 各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣 5. シェアリングエコノミー認証基準の創設及び認証マーク取得に関する支援並びに同認証制度の実施及び運用 6. シェアリングシティの公募及び認定並びにシェアリングシティ・ラボの実施及び運用 7. 団体損害保険の加入手続の事務手数料收受 8. 損害保険代理業 9. 前各号に附帯する一切の業務 平成30年 2月27日変更 平成30年 4月18日登記 当法人はシェア（共助・共有・共創）の仕組みが社会インフラとして真に浸透することによって実現される、持続可能な共生社会の実現を目指し、新しい経済・社会モデルを提示・普及することで、日本経済の発展ならびに、一人ひとりの多様な生き方を支える社会の構築に寄与するため、シェアリングエコノミーの普及を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。 1. 各シェアリングサービスの普及促進の為に勉強会及び広報活動 2. プラットホーム事業者の健全なるビジネス環境と利用者保護体制の整備 3. シェアリングエコノミーを通じた地域課題・社会課題の解決 4. インターネットを利用した各種情報提供サービス業 5. 各種イベント、セミナー、パーティー、講演会、講習会等の企画、立案、運営、管理及び実施並びに講師の紹介及び派遣 6. シェアリングエコノミー認証基準の創設及び認証マーク取得に関する支援並びに同認証制度の実施及び運用 7. シェアリングシティ推進協議会の創設及び自治体課題を解決するためのシェアリングエコノミー導入支援 8. 団体損害保険の加入手続の事務手数料收受

	9. 損害保険代理業 10. 前各号に附帯する一切の業務 令和 3年 6月 9日変更 令和 3年 6月 21日登記	
役員に関する事項		平成30年 3月 6日重任
	代表理事 上 田 祐 司	平成30年 4月 18日登記
		令和 2年 3月 11日重任
	代表理事 上 田 祐 司	令和 3年 6月 21日登記
		令和 3年 9月 1日住所移転
	代表理事 上 田 祐 司	令和 3年 9月 13日登記
		令和 4年 3月 15日重任
	代表理事 上 田 祐 司	令和 4年 4月 5日登記
		令和 6年 3月 11日重任
	代表理事 上 田 祐 司	令和 6年 4月 8日登記
		平成30年 3月 6日重任
	代表理事 重 松 大 輔	平成30年 4月 18日登記
		令和 2年 3月 11日重任
	代表理事 重 松 大 輔	令和 3年 6月 21日登記
		令和 3年 8月 15日住所移転
	代表理事 重 松 大 輔	令和 3年 9月 13日登記
		令和 4年 3月 15日退任
		令和 4年 4月 5日登記
		令和 4年 3月 15日就任
	代表理事 石 山 安 珠	令和 4年 4月 5日登記
		令和 6年 3月 11日重任
	代表理事 石 山 安 珠	令和 6年 4月 8日登記

	<u>理事</u>	<u>上 田 祐 司</u>	平成30年 3月 6日重任
			平成30年 4月18日登記
		<u>上 田 祐 司</u>	令和 2年 3月11日重任
			令和 3年 6月21日登記
		<u>上 田 祐 司</u>	令和 4年 3月15日重任
			令和 4年 4月 5日登記
	理事	上 田 祐 司	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>重 松 大 輔</u>	平成30年 3月 6日重任
			平成30年 4月18日登記
		<u>重 松 大 輔</u>	令和 2年 3月11日重任
			令和 3年 6月21日登記
		<u>重 松 大 輔</u>	令和 4年 3月15日重任
			令和 4年 4月 5日登記
	理事	重 松 大 輔	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>甲 田 恵 子</u>	平成30年 3月 6日重任
			平成30年 4月18日登記
		<u>甲 田 恵 子</u>	令和 2年 3月11日重任
			令和 3年 6月21日登記
		<u>甲 田 恵 子</u>	令和 4年 3月15日重任
			令和 4年 4月 5日登記
	理事	甲 田 恵 子	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記

	<u>理事</u>	<u>角 田 千 佳</u>	平成30年 3月 6日重任
			平成30年 4月18日登記
			令和 2年 3月11日退任
			令和 3年 6月21日登記
	<u>理事</u>	<u>南 章 行</u>	平成30年 3月 6日重任
			平成30年 4月18日登記
	<u>理事</u>	<u>南 章 行</u>	令和 2年 3月11日重任
			令和 3年 6月21日登記
	<u>理事</u>	<u>南 章 行</u>	令和 4年 3月15日重任
			令和 4年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>南 章 行</u>	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>中 山 亮 太 郎</u>	平成30年 3月 6日重任
			平成30年 4月18日登記
	<u>理事</u>	<u>中 山 亮 太 郎</u>	令和 2年 3月11日重任
			令和 3年 6月21日登記
	<u>理事</u>	<u>中 山 亮 太 郎</u>	令和 4年 3月15日重任
			令和 4年 4月 5日登記
			令和 5年 3月12日辞任
			令和 5年 3月30日登記
	<u>理事</u>	<u>吉 田 浩 一 郎</u>	平成30年 3月 6日重任
			平成30年 4月18日登記
	<u>理事</u>	<u>吉 田 浩 一 郎</u>	令和 2年 3月11日重任
			令和 3年 6月21日登記
			令和 3年12月31日辞任
			令和 4年 1月 5日登記

	<u>理事</u>	<u>佐 別 當 隆 志</u>	平成31年 3月 1日就任
			平成31年 3月 1日登記
			令和 3年 3月10日退任
			令和 3年 6月21日登記
	<u>理事</u>	<u>石 山 安 珠</u>	令和 3年 3月10日就任
			令和 3年 6月21日登記
	<u>理事</u>	<u>石 山 安 珠</u>	令和 4年 3月15日重任
			令和 4年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>石 山 安 珠</u>	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>積 田 有 平</u>	令和 3年 3月10日就任
			令和 3年 6月21日登記
	<u>理事</u>	<u>積 田 有 平</u>	令和 4年 3月15日重任
			令和 4年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>積 田 有 平</u>	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>徳山元気（金谷元気）</u>	令和 4年 3月15日就任
			令和 4年 4月 5日登記
	<u>理事</u>	<u>徳山元気（金谷元気）</u>	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>大 屋 智 浩</u>	令和 5年 3月13日就任
			令和 5年 3月30日登記
	<u>理事</u>	<u>大 屋 智 浩</u>	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記

	<u>理事</u>	<u>天 沼 聡</u>	令和 5年 3月13日就任
			令和 5年 3月30日登記
	理事	天 沼 聡	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>木村幸子（和田幸子）</u>	令和 5年 3月13日就任
			令和 5年 3月30日登記
	理事	木村幸子（和田幸子）	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>児 玉 昇 司</u>	令和 5年 3月13日就任
			令和 5年 3月30日登記
	理事	児 玉 昇 司	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>馬 場 光</u>	令和 5年 3月13日就任
			令和 5年 3月30日登記
	理事	馬 場 光	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>理事</u>	<u>佐 別 當 隆 志</u>	令和 5年 3月13日就任
			令和 5年 3月30日登記
	理事	佐 別 當 隆 志	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
	<u>監事</u>	<u>白 川 も え ぎ</u>	令和 3年 6月 9日就任
			令和 3年 6月21日登記
	監事	白 川 も え ぎ	令和 6年 3月11日重任
			令和 6年 4月 8日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議によって、同法第111条の行為に関する理事又は監事の責任を、法令に規定する額を限度として、免除することができる。		

東京都千代田区平河町二丁目5番3号
一般社団法人シェアリングエコノミー協会

	令和 3年 6月 9日設定	令和 3年 6月 21日登記
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人 令和 3年 6月 9日設定	令和 3年 6月 21日登記
監事設置法人に関する事項	監事設置法人 令和 3年 6月 9日設定	令和 3年 6月 21日登記
登記記録に関する事項	平成29年1月12日東京都品川区西五反田一丁目21番8号から主たる事務所移転	平成29年 2月 28日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年 4月 22日
東京法務局
登記官

佐藤美智代



シェアリングエコノミー協会

令和3年度事業報告



団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。（JANPIA）

シェアリングエコノミー協会

令和4年度事業報告



団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

令和5年度(2023年)事業報告



団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。(JANPIA)

団体からの要請により
事業報告書の内容を非公開
とした。（JANPIA）

会 計 収 支 決 算 報 告 書

令和03年度（第6期）

自 令和03年 1月 1日

至 令和03年12月31日

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

貸借対照表

令和03年12月31日(現在)

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	27,558,674	23,381,238	4,177,436
普 通 預 金	27,558,674	23,381,238	4,177,436
受 取 手 形	0	1,650,000	△ 1,650,000
売 掛 金	216,000	1,626,000	△ 1,410,000
立 替 金	123,600	637,800	△ 514,200
仮 払 金	0	0	0
流 動 資 産 合 計	27,898,274	27,295,038	603,236
有 形 固 定 資 産	0	0	0
無 形 固 定 資 産	0	0	0
そ の 他 固 定 資 産	0	0	0
固 定 資 産 合 計	0	0	0
繰 延 資 産			
繰 延 資 産	0	0	0
繰 延 資 産 合 計	0	0	0
資 産 合 計	27,898,274	27,295,038	603,236
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	4,657,254	5,021,343	△ 364,089
未 払 費 用	74,850	610,098	△ 535,248
前 受 金	28,290,000	27,565,000	725,000
仮 受 金	0	0	0
預 り 金	126,032	916,793	△ 790,761
未 払 消 費 税 等	194,600	68,600	126,000
未 払 法 人 税 等	70,000	70,000	0
流 動 負 債 合 計	33,412,736	34,251,834	△ 839,098
長 期 借 入 金	34,000,000	34,000,000	0
固 定 負 債 合 計	34,000,000	34,000,000	0
負 債 合 計	67,412,736	68,251,834	△ 839,098
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	△ 39,514,462	△ 40,956,796	1,442,334
正 味 財 産 合 計	△ 39,514,462	△ 40,956,796	1,442,334
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計	27,898,274	27,295,038	603,236

正味財産増減計算書

令和03年 1月1日から令和03年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	66,400,168	73,405,927	△ 7,005,759
会 員 受 取 会 費	41,161,000	45,706,248	△ 4,545,248
M e e t u p受 取 会 費	0	0	0
認 証 マー ク 収 入	1,206,400	2,730,000	△ 1,523,600
シ ン ポ ジ ウ ム 開 催 収 入	20,342,123	17,840,398	2,501,725
登 壇 謝 礼 収 入	2,456,385	5,020,650	△ 2,564,265
そ の 他 収 入	1,234,260	2,108,631	△ 874,371
雑 収 入	11,450	5,064	6,386
受 取 利 息	150	264	△ 114
そ の 他 収 益	11,300	4,800	6,500
経 常 収 入 計	66,411,618	73,410,991	△ 6,999,373
経 常 費 用			
事 業 費	44,032,272	52,152,601	△ 8,120,329
講 演 会 開 催 費	37,339,363	40,708,913	△ 3,369,550
給 料 手 当	5,163,037	7,851,800	△ 2,688,763
広 告 宣 伝 費	777,807	2,148,459	△ 1,370,652
交 際 費	0	3,300	△ 3,300
会 議 費	13,331	372,604	△ 359,273
旅 費 交 通 費	203,538	803,653	△ 600,115
通 信 費	350,534	37,896	312,638
消 耗 品 費	5,200	10,588	△ 5,388
新 聞 図 書 費	0	185,388	△ 185,388
支 払 手 数 料	108,680	30,000	78,680
保 険 料	20,000	0	20,000
諸 会 費	50,000	0	50,000
雑 費	782	0	782

管 理 費	16,956,092	12,825,805	4,130,287
法 定 福 利 費	823,818	1,246,434	△ 422,616
福 利 福 利 費	18,400	21,545	△ 3,145
寄 附 金	20,000	40,000	△ 20,000
講 演 会 開 催 費	4,721,300	2,087,600	2,633,700
広 告 宣 伝 費	5,650,954	4,150,000	1,500,954
交 際 費	22,925	83,600	△ 60,675
会 議 費	151,002	26,786	124,216
旅 費 交 通 費	50,448	0	50,448
保 險 料	543,830	549,513	△ 5,683
通 信 費	382,168	1,856	380,312
消 耗 品 費	93,728	97,150	△ 3,422
新 聞 図 書 費	4,255	0	4,255
地 代 家 賃	1,153,818	1,953,241	△ 799,423
租 税 公 課	81,340	1,450	79,890
支 払 手 数 料	62,586	0	62,586
支 払 報 酬 料	2,741,690	2,112,000	629,690
雑 費	433,830	454,630	△ 20,800
経 常 費 用 計	60,988,364	64,978,406	△ 3,990,042
評価損益等調整前当期経常増減額	5,423,254	8,432,585	△ 3,009,331
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	5,423,254	8,432,585	△ 3,009,331
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	3,910,898	4,101,731	△ 190,833
為 替 差 損	0	0	0
支 払 利 息	679,994	748,702	△ 68,708
雑 損 失	3,230,904	3,353,029	△ 122,125
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,022	70,040	△ 18
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	1,442,334	4,260,814	△ 2,818,480
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	△ 40,956,796	△ 45,217,610	4,260,814
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	△ 39,514,462	△ 40,956,796	1,442,334

正味財産増減計算書

令和03年 1月1日から令和03年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:非営利事業

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	66,400,168	73,405,927	△ 7,005,759
会 員 受 取 会 費	41,161,000	45,706,248	△ 4,545,248
M e e t u p受 取 会 費	0	0	0
認 証 マー ク 収 入	1,206,400	2,730,000	△ 1,523,600
シ ン ポ ジ ウ ム 開 催 収 入	20,342,123	17,840,398	2,501,725
登 壇 謝 礼 収 入	2,456,385	5,020,650	△ 2,564,265
そ の 他 収 入	1,234,260	2,108,631	△ 874,371
雑 収 入	11,450	5,064	6,386
受 取 利 息	150	264	△ 114
そ の 他 収 益	11,300	4,800	6,500
経 常 収 入 計	66,411,618	73,410,991	△ 6,999,373
経 常 費 用			
事 業 費	44,032,272	52,152,601	△ 8,120,329
講 演 会 開 催 費	37,339,363	40,708,913	△ 3,369,550
給 料 手 当	5,163,037	7,851,800	△ 2,688,763
広 告 宣 伝 費	777,807	2,148,459	△ 1,370,652
交 際 費	0	3,300	△ 3,300
会 議 費	13,331	372,604	△ 359,273
旅 費 交 通 費	203,538	803,653	△ 600,115
通 信 費	350,534	37,896	312,638
消 耗 品 費	5,200	10,588	△ 5,388
新 聞 図 書 費	0	185,388	△ 185,388
支 払 手 数 料	108,680	30,000	78,680
保 険 料	20,000	0	20,000
諸 会 費	50,000	0	50,000
雑 費	782	0	782

管 理 費	16,956,092	12,825,805	4,130,287
法 定 福 利 費	823,818	1,246,434	△ 422,616
福 利 福 利 費	18,400	21,545	△ 3,145
寄 附 金	20,000	40,000	△ 20,000
講 演 会 開 催 費	4,721,300	2,087,600	2,633,700
広 告 宣 伝 費	5,650,954	4,150,000	1,500,954
交 際 費	22,925	83,600	△ 60,675
会 議 費	151,002	26,786	124,216
旅 費 交 通 費	50,448	0	50,448
保 険 料	543,830	549,513	△ 5,683
通 信 費	382,168	1,856	380,312
消 耗 品 費	93,728	97,150	△ 3,422
新 聞 図 書 費	4,255	0	4,255
地 代 家 賃	1,153,818	1,953,241	△ 799,423
租 税 公 課	81,340	1,450	79,890
支 払 手 数 料	62,586	0	62,586
支 払 報 酬 料	2,741,690	2,112,000	629,690
雑 費	433,830	454,630	△ 20,800
経 常 費 用 計	60,988,364	64,978,406	△ 3,990,042
評価損益等調整前当期経常増減額	5,423,254	8,432,585	△ 3,009,331
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	5,423,254	8,432,585	△ 3,009,331
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	3,910,898	4,101,731	△ 190,833
為 替 差 損	0	0	0
支 払 利 息	679,994	748,702	△ 68,708
雑 損 失	3,230,904	3,353,029	△ 122,125
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,022	70,040	△ 18
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	1,442,334	4,260,814	△ 2,818,480
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	△ 43,132,622	△ 47,393,436	4,260,814
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	△ 41,690,288	△ 43,132,622	1,442,334

正味財産増減計算書

令和03年 1月1日から令和03年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:営利事業

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	0	0	0
会 員 受 取 会 費	0	0	0
M e e t u p 受 取 会 費	0	0	0
認 証 マー ク 作 成 収 入	0	0	0
興 行 業 収 入	0	0	0
そ の 他 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
受 取 利 息	0	0	0
そ の 他 収 益	0	0	0
経 常 収 入 計	0	0	0
経 常 費 用			
事 業 費	0	0	0
売 上 原 価	0	0	0
講 演 会 開 催 費	0	0	0
給 料 手 当	0	0	0
荷 造 運 賃 費	0	0	0
広 告 宣 伝 費	0	0	0
交 際 費	0	0	0
会 議 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	0	0	0
通 信 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	0
水 道 光 熱 費	0	0	0
新 聞 図 書 費	0	0	0
支 払 手 数 料	0	0	0
販 売 手 数 料	0	0	0
地 代 家 賃	0	0	0
賃 借 料	0	0	0
保 険 料	0	0	0
租 税 公 課	0	0	0
雑 費	0	0	0

管 理 費	0	0	0
講 演 会 開 催 費	0	0	0
広 告 宣 伝 費	0	0	0
交 際 費	0	0	0
会 議 費	0	0	0
通 信 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	0
諸 会 費	0	0	0
支 払 手 数 料	0	0	0
地 代 家 賃	0	0	0
租 税 公 課	0	0	0
支 払 報 酬 料	0	0	0
雑 費	0	0	0
経 常 費 用 計	0	0	0
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	0	0	0
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	0	0	0
為 替 差 損	0	0	0
支 払 利 息	0	0	0
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	2,175,826	2,175,826	0
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	2,175,826	2,175,826	0

財 産 目 録

令和03年 12月31日(決算)

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等	使 用 目 的 等	金 額
(流 動 資 産)	現 金			0
	普 通 預 金	三井住友銀行	事業活動資金	27,558,674
	売 掛 金	トラストパーク(株) 他4件	会費収入(2021年)	216,000
	立 替 金	東京海上日動火災保険(株)	ケアファインダー賠償責任保険	123,600
流 動 資 産 合 計				27,898,274
有 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 その他固 定 資 産				0
				0
				0
固 定 資 産 合 計				0
資 産 合 計				27,898,274
(流 動 負 債)	未 払 金		運営費用	4,657,254
	未 払 費 用		運営人件費	74,850
	前 受 金		前受受取会費	28,290,000
	預 り 金		社会保険・源泉所得税・住民税	126,032
	未 払 消 費 税 等		消費税等	194,600
	未 払 法 人 税		法人税等	70,000
流 動 負 債 合 計				33,412,736
(固 定 負 債)				
	長 期 借 入 金	(株)ガイアックス	運営費用	34,000,000
固 定 負 債 合 計				34,000,000
負 債 合 計				67,412,736
正 味 財 産				△ 39,514,462

監査報告書

令和4年3月14日

一般社団法人 シェアリングエコノミー協会

代表理事 上田 祐司 殿

代表理事 重松 大輔 殿

監事 白川 もえ

私は、令和3年6月9日に当協会の監事に就任した後、当協会の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの令和3年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、令和3年6月9日に当協会の監事に就任した後、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

会 計 収 支 決 算 報 告 書

令和04年度（第7期）

自 令和04年 1月 1日

至 令和04年12月31日

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

貸 借 対 照 表

令和04年12月31日(現在)

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	19,561,700	27,558,674	△ 7,996,974
普 通 預 金	19,561,700	27,558,674	△ 7,996,974
受 取 手 形	0	0	0
売 掛 金	714,000	216,000	498,000
立 替 金	0	123,600	△ 123,600
前 払 費 用	105,600	0	105,600
流 動 資 産 合 計	20,381,300	27,898,274	△ 7,516,974
有 形 固 定 資 産	0	0	0
無 形 固 定 資 産	0	0	0
そ の 他 固 定 資 産	0	0	0
固 定 資 産 合 計	0	0	0
繰 延 資 産			
繰 延 資 産	0	0	0
繰 延 資 産 合 計	0	0	0
資 産 合 計	20,381,300	27,898,274	△ 7,516,974
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	9,076,777	4,657,254	4,419,523
未 払 費 用	500,000	74,850	425,150
前 受 金	24,288,000	28,290,000	△ 4,002,000
仮 受 金	0	0	0
預 り 金	167,392	126,032	41,360
未 払 消 費 税 等	334,200	194,600	139,600
未 払 法 人 税 等	70,000	70,000	0
流 動 負 債 合 計	34,436,369	33,412,736	1,023,633
長 期 借 入 金	27,700,000	34,000,000	△ 6,300,000
固 定 負 債 合 計	27,700,000	34,000,000	△ 6,300,000
負 債 合 計	62,136,369	67,412,736	△ 5,276,367
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	△ 41,755,069	△ 39,514,462	△ 2,240,607
正 味 財 産 合 計	△ 41,755,069	△ 39,514,462	△ 2,240,607
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計	20,381,300	27,898,274	△ 7,516,974

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和04年 1月1日から令和04年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	81,449,344	66,400,168	15,049,176
会 員 受 取 会 費	44,334,000	41,161,000	3,173,000
認 証 マー ク 収 入	2,100,000	1,206,400	893,600
シ ン ポ ジ ウ ム 開 催 収 入	29,994,329	20,342,123	9,652,206
シ ャ ア ワ ー カ ー 収 入	1,517,201	0	1,517,201
登 壇 謝 礼 収 入	281,364	2,456,385	△ 2,175,021
そ の 他 収 入	3,222,450	1,234,260	1,988,190
雑 収 入	1,233,641	11,450	1,222,191
受 取 利 息	167	150	17
精 算 換 価 実 収 額 金 収 入	1,181,398	0	1,181,398
そ の 他 収 益	52,076	11,300	40,776
経 常 収 入 計	82,682,985	66,411,618	16,271,367
経 常 費 用			
事 業 費	47,388,394	44,032,272	3,356,122
講 演 会 開 催 費	35,929,365	37,339,363	△ 1,409,998
給 料 手 当	0	5,163,037	△ 5,163,037
広 告 宣 伝 費	7,751,416	777,807	6,973,609
交 際 費	245,364	0	245,364
会 議 費	17,332	13,331	4,001
旅 費 交 通 費	539,299	203,538	335,761
保 険 料	27,500	20,000	7,500
通 信 費	421,009	350,534	70,475
消 耗 品 費	241,025	5,200	235,825
地 代 家 賃	1,938,345	0	1,938,345
賃 借 料	231,000	0	231,000
租 税 公 課	3,800	0	3,800
支 払 手 数 料	22,939	108,680	△ 85,741
支 払 報 酬 料	20,000	0	20,000
諸 会 費	0	50,000	△ 50,000
雑 費	0	782	△ 782

管 理 費	33,262,383	16,956,092	16,306,291
役 員 報 酬	5,000,000	0	5,000,000
法 定 福 利 費	85,491	823,818	△ 738,327
福 利 福 利 費	0	18,400	△ 18,400
寄 附 金	0	20,000	△ 20,000
講 演 会 開 催 費	20,069,723	4,721,300	15,348,423
広 告 宣 伝 費	1,746,736	5,650,954	△ 3,904,218
交 際 費	49,727	22,925	26,802
会 議 費	130,577	151,002	△ 20,425
旅 費 交 通 費	407,025	50,448	356,577
保 險 料	386,343	543,830	△ 157,487
通 信 費	588,958	382,168	206,790
消 耗 品 費	179,429	93,728	85,701
事 務 用 品 費	84,647	0	84,647
新 聞 図 書 費	0	4,255	△ 4,255
地 代 家 賃	1,152,000	1,153,818	△ 1,818
賃 借 料	15,000	0	15,000
租 税 公 課	22,540	81,340	△ 58,800
支 払 手 数 料	413,759	62,586	351,173
支 払 報 酬 料	2,362,686	2,741,690	△ 379,004
諸 会 費	100,000	0	100,000
雑 費	467,742	433,830	33,912
経 常 費 用 計	80,650,777	60,988,364	19,662,413
評価損益等調整前当期経常増減額	2,032,208	5,423,254	△ 3,391,046
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	2,032,208	5,423,254	△ 3,391,046
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	4,202,790	3,910,898	291,892
支 払 利 息	641,691	679,994	△ 38,303
雑 損 失	3,561,099	3,230,904	330,195
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,025	70,022	3
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 2,240,607	1,442,334	△ 3,682,941
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	△ 39,514,462	△ 40,956,796	1,442,334
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	△ 41,755,069	△ 39,514,462	△ 2,240,607

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和04年 1月1日から令和04年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:非営利事業

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	81,449,344	66,400,168	15,049,176
会 員 受 取 会 費	44,334,000	41,161,000	3,173,000
認 証 マーク 収 入	2,100,000	1,206,400	893,600
シンポジウム開催収入	29,994,329	20,342,123	9,652,206
シェアワーカー収入	1,517,201	0	1,517,201
登壇謝礼収入	281,364	2,456,385	△ 2,175,021
そ の 他 収 入	3,222,450	1,234,260	1,988,190
雑 収 入	1,233,641	11,450	1,222,191
受 取 利 息	167	150	17
精算換価実収額金収入	1,181,398	0	1,181,398
そ の 他 収 益	52,076	11,300	40,776
経 常 収 入 計	82,682,985	66,411,618	16,271,367
経 常 費 用			
事 業 費	47,388,394	44,032,272	3,356,122
講 演 会 開 催 費	35,929,365	37,339,363	△ 1,409,998
給 料 手 当	0	5,163,037	△ 5,163,037
広 告 宣 伝 費	7,751,416	777,807	6,973,609
交 際 費	245,364	0	245,364
会 議 費	17,332	13,331	4,001
旅 費 交 通 費	539,299	203,538	335,761
保 険 料	27,500	20,000	7,500
通 信 費	421,009	350,534	70,475
消 耗 品 費	241,025	5,200	235,825
地 代 家 賃	1,938,345	0	1,938,345
賃 借 料	231,000	0	231,000
租 税 公 課	3,800	0	3,800
支 払 手 数 料	22,939	108,680	△ 85,741
支 払 報 酬 料	20,000	0	20,000
諸 会 費	0	50,000	△ 50,000
雑 費	0	782	△ 782

管 理 費	33,262,383	16,956,092	16,306,291
役 員 報 酬	5,000,000	0	5,000,000
法 定 福 利 費	85,491	823,818	△ 738,327
福 利 福 利 費	0	18,400	△ 18,400
寄 附 金	0	20,000	△ 20,000
講 演 会 開 催 費	20,069,723	4,721,300	15,348,423
広 告 宣 伝 費	1,746,736	5,650,954	△ 3,904,218
交 際 費	49,727	22,925	26,802
会 議 費	130,577	151,002	△ 20,425
旅 費 交 通 費	407,025	50,448	356,577
保 險 料	386,343	543,830	△ 157,487
通 信 費	588,958	382,168	206,790
消 耗 品 費	179,429	93,728	85,701
事 務 用 品 費	84,647	0	84,647
新 聞 図 書 費	0	4,255	△ 4,255
地 代 家 賃	1,152,000	1,153,818	△ 1,818
賃 借 料	15,000	0	15,000
租 税 公 課	22,540	81,340	△ 58,800
支 払 手 数 料	413,759	62,586	351,173
支 払 報 酬 料	2,362,686	2,741,690	△ 379,004
諸 会 費	100,000	0	100,000
雑 費	467,742	433,830	33,912
経 常 費 用 計	80,650,777	60,988,364	19,662,413
評価損益等調整前当期経常増減額	2,032,208	5,423,254	△ 3,391,046
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	2,032,208	5,423,254	△ 3,391,046
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	4,202,790	3,910,898	291,892
支 払 利 息	641,691	679,994	△ 38,303
雑 損 失	3,561,099	3,230,904	330,195
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,025	70,022	3
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 2,240,607	1,442,334	△ 3,682,941
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	△ 41,690,288	△ 43,132,622	1,442,334
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	△ 43,930,895	△ 41,690,288	△ 2,240,607

正味財産増減計算書

令和04年 1月1日から令和04年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:営利事業

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	0	0	0
会 員 受 取 会 費	0	0	0
M e e t u p受 取 会 費	0	0	0
認 証 マー ク 作 成 収 入	0	0	0
興 行 業 収 入	0	0	0
そ の 他 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
受 取 利 息	0	0	0
そ の 他 収 益	0	0	0
経 常 収 入 計	0	0	0
経 常 費 用			
事 業 費	0	0	0
売 上 原 価	0	0	0
講 演 会 開 催 費	0	0	0
給 料 手 当	0	0	0
荷 造 運 賃	0	0	0
広 告 宣 伝 費	0	0	0
交 際 費	0	0	0
会 議 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	0	0	0
通 信 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	0
水 道 光 熱 費	0	0	0
新 聞 図 書 費	0	0	0
支 払 手 数 料	0	0	0
販 売 手 数 料	0	0	0
地 代 家 賃	0	0	0
賃 借 料	0	0	0
保 険 料	0	0	0
租 税 公 課	0	0	0
雑 費	0	0	0

管 理 費	0	0	0
講 演 会 開 催 費	0	0	0
広 告 宣 伝 費	0	0	0
交 際 費	0	0	0
会 議 費	0	0	0
通 信 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	0
諸 会 費	0	0	0
支 払 手 数 料	0	0	0
地 代 家 賃	0	0	0
租 税 公 課	0	0	0
支 払 報 酬 料	0	0	0
雑 費	0	0	0
経 常 費 用 計	0	0	0
評価損益等調整前当期経常増減額	0	0	0
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	0	0	0
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	0	0	0
為 替 差 損	0	0	0
支 払 利 息	0	0	0
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	0	0	0
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	2,175,826	2,175,826	0
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	2,175,826	2,175,826	0

財 産 目 録

令和04年 12月31日(決算)

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等	使 用 目 的 等	金 額
(流 動 資 産)	現 金			0
	普 通 預 金	三井住友銀行	事業活動資金	19,561,700
	売 掛 金	天草市 他4件	働き方WG・シェアフェス売上	714,000
	前 払 費 用	MIRAI INSTITUTE	地代家賃	105,600
流 動 資 産 合 計				20,381,300
有 形 固 定 資 産				0
無 形 固 定 資 産				0
その他固 定 資 産				0
固 定 資 産 合 計				0
資 産 合 計				20,381,300
(流 動 負 債)	未 払 金		運営費用	9,076,777
	未 払 費 用		運営人件費	500,000
	前 受 金		前受受取会費	24,288,000
	預 り 金		源泉所得税	167,392
	未 払 消 費 税 等		消費税等	334,200
	未 払 法 人 税		法人税等	70,000
流 動 負 債 合 計				34,436,369
(固 定 負 債)	長 期 借 入 金	(株)ガイアックス	運営費用	27,700,000
固 定 負 債 合 計				27,700,000
負 債 合 計				62,136,369
正 味 財 産				△ 41,755,069

監 査 報 告 書

令和5年3月2日

一般社団法人 シェアリングエコノミー協会

代表理事 上田 祐司 殿

代表理事 重松 大輔 殿

監事 白川 もえ

私は、当協会の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの令和4年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

会 計 収 支 決 算 報 告 書

令和05年度（第8期）

自 令和05年 1月 1日

至 令和05年12月31日

一般社団法人シェアリングエコノミー協会

貸 借 対 照 表

令和05年12月31日(現在)

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金	12,633,470	19,561,700	△ 6,928,230
普 通 預 金	12,633,470	19,561,700	△ 6,928,230
受 取 手 形	0	0	0
売 掛 金	0	714,000	△ 714,000
立 替 金	0	0	0
前 払 費 用	116,160	105,600	10,560
流 動 資 産 合 計	12,749,630	20,381,300	△ 7,631,670
有 形 固 定 資 産	0	0	0
無 形 固 定 資 産	0	0	0
そ の 他 固 定 資 産	0	0	0
固 定 資 産 合 計	0	0	0
繰 延 資 産			
繰 延 資 産	0	0	0
繰 延 資 産 合 計	0	0	0
資 産 合 計	12,749,630	20,381,300	△ 7,631,670
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金	6,592,560	9,076,777	△ 2,484,217
未 払 費 用	500,000	500,000	0
前 受 金	31,531,732	24,288,000	7,243,732
仮 受 金	107,500	0	107,500
預 り 金	170,805	167,392	3,413
未 払 消 費 税 等	128,500	334,200	△ 205,700
未 払 法 人 税 等	70,000	70,000	0
流 動 負 債 合 計	39,101,097	34,436,369	4,664,728
長 期 借 入 金	24,700,000	27,700,000	△ 3,000,000
固 定 負 債 合 計	24,700,000	27,700,000	△ 3,000,000
負 債 合 計	63,801,097	62,136,369	1,664,728
III 正 味 財 産 の 部			
一 般 正 味 財 産	△ 51,051,467	△ 41,755,069	△ 9,296,398
正 味 財 産 合 計	△ 51,051,467	△ 41,755,069	△ 9,296,398
負 債 ・ 正 味 財 産 合 計	12,749,630	20,381,300	△ 7,631,670

正味財産増減計算書

令和05年 1月1日から令和05年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	78,185,876	81,449,344	△ 3,263,468
会 員 受 取 会 費	42,129,000	44,334,000	△ 2,205,000
認 証 マーク 収 入	1,669,700	2,100,000	△ 430,300
シンポジウム開催収入	19,712,727	29,994,329	△ 10,281,602
テレワーク活躍促進事業収入	5,388,594	0	5,388,594
視察ツアー収入	2,647,500	0	2,647,500
シェアワーカー収入	865,527	1,517,201	△ 651,674
登壇謝礼収入	143,546	281,364	△ 137,818
コンサルティング業収入	60,000	0	60,000
そ の 他 収 入	5,569,282	3,222,450	2,346,832
雑 収 入	54,136	1,233,641	△ 1,179,505
受 取 利 息	111	167	△ 56
精算換価実収額金収入	0	1,181,398	△ 1,181,398
そ の 他 収 益	54,025	52,076	1,949
経 常 収 入 計	78,240,012	82,682,985	△ 4,442,973
経 常 費 用			
事 業 費	50,853,179	47,388,394	3,464,785
講 演 会 開 催 費	46,186,485	35,929,365	10,257,120
給 料 手 当	0	0	0
広 告 宣 伝 費	193,899	7,751,416	△ 7,557,517
交 際 費	723,066	245,364	477,702
会 議 費	52,668	17,332	35,336
旅 費 交 通 費	1,731,974	539,299	1,192,675
保 険 料	0	27,500	△ 27,500
通 信 費	256,589	421,009	△ 164,420
消 耗 品 費	337,834	241,025	96,809
地 代 家 賃	372,000	1,938,345	△ 1,566,345
賃 借 料	0	231,000	△ 231,000
賃 借 料 (リース料)	125,568	0	125,568
租 税 公 課	30,650	3,800	26,850
支 払 手 数 料	207,900	22,939	184,961
支 払 報 酬 料	625,455	20,000	605,455
研 修 図 書 費	9,091	0	9,091
雑 費	0	0	0

管 理 費	32,323,149	33,262,383	△ 939,234
役 員 報 酬	6,000,000	5,000,000	1,000,000
法 定 福 利 費	0	85,491	△ 85,491
講 演 会 開 催 費	14,700,388	20,069,723	△ 5,369,335
広 告 宣 伝 費	4,564,715	1,746,736	2,817,979
交 際 費	0	49,727	△ 49,727
会 議 費	0	130,577	△ 130,577
旅 費 交 通 費	216,837	407,025	△ 190,188
保 険 料	774,152	386,343	387,809
通 信 費	547,245	588,958	△ 41,713
消 耗 品 費	107,034	179,429	△ 72,395
事 務 用 品 費	0	84,647	△ 84,647
地 代 家 賃	1,248,800	1,152,000	96,800
賃 借 料	0	15,000	△ 15,000
賃 借 料 (リース料)	405,241	0	405,241
租 税 公 課	43,640	22,540	21,100
支 払 手 数 料	182,952	413,759	△ 230,807
支 払 報 酬 料	2,903,892	2,362,686	541,206
研 修 図 書 費	37,090	0	37,090
諸 会 費	50,000	100,000	△ 50,000
雑 費	541,163	467,742	73,421
経 常 費 用 計	83,176,328	80,650,777	2,525,551
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,936,316	2,032,208	△ 6,968,524
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	△ 4,936,316	2,032,208	△ 6,968,524
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	4,290,066	4,202,790	87,276
支 払 利 息	565,525	641,691	△ 76,166
雑 損 失	3,724,541	3,561,099	163,442
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,016	70,025	△ 9
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 9,296,398	△ 2,240,607	△ 7,055,791
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	△ 41,755,069	△ 39,514,462	△ 2,240,607
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	△ 51,051,467	△ 41,755,069	△ 9,296,398

正 味 財 産 増 減 計 算 書

令和05年 1月1日から令和05年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:非営利事業

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	78,125,876	81,449,344	△ 3,323,468
会 員 受 取 会 費	42,129,000	44,334,000	△ 2,205,000
認 証 マーク 収 入	1,669,700	2,100,000	△ 430,300
シンポジウム開催収入	19,712,727	29,994,329	△ 10,281,602
テレワーク活躍促進事業収入	5,388,594	0	5,388,594
視察ツアー収入	2,647,500	0	2,647,500
シェアワーカー収入	865,527	1,517,201	△ 651,674
登壇謝礼収入	143,546	281,364	△ 137,818
コンサルティング業収入	0	0	0
そ の 他 収 入	5,569,282	3,222,450	2,346,832
雑 収 入	54,136	1,233,641	△ 1,179,505
受 取 利 息	111	167	△ 56
精算換価実収額金収入	0	1,181,398	△ 1,181,398
そ の 他 収 益	54,025	52,076	1,949
経 常 収 入 計	78,180,012	82,682,985	△ 4,502,973
経 常 費 用			
事 業 費	50,853,179	47,388,394	3,464,785
講 演 会 開 催 費	46,186,485	35,929,365	10,257,120
広 告 宣 伝 費	193,899	7,751,416	△ 7,557,517
交 際 費	723,066	245,364	477,702
会 議 費	52,668	17,332	35,336
旅 費 交 通 費	1,731,974	539,299	1,192,675
保 険 料	0	27,500	△ 27,500
通 信 費	256,589	421,009	△ 164,420
消 耗 品 費	337,834	241,025	96,809
地 代 家 賃	372,000	1,938,345	△ 1,566,345
賃 借 料	0	231,000	△ 231,000
賃 借 料 (リース料)	125,568	0	125,568
租 税 公 課	30,650	3,800	26,850
支 払 手 数 料	207,900	22,939	184,961
支 払 報 酬 料	625,455	20,000	605,455
研 修 図 書 費	9,091	0	9,091
雑 費	0	0	0

管 理 費	32,323,149	33,262,383	△ 939,234
役 員 報 酬	6,000,000	5,000,000	1,000,000
法 定 福 利 費	0	85,491	△ 85,491
講 演 会 開 催 費	14,700,388	20,069,723	△ 5,369,335
広 告 宣 伝 費	4,564,715	1,746,736	2,817,979
交 際 費	0	49,727	△ 49,727
会 議 費	0	130,577	△ 130,577
旅 費 交 通 費	216,837	407,025	△ 190,188
保 険 料	774,152	386,343	387,809
通 信 費	547,245	588,958	△ 41,713
消 耗 品 費	107,034	179,429	△ 72,395
事 務 用 品 費	0	84,647	△ 84,647
地 代 家 賃	1,248,800	1,152,000	96,800
賃 借 料	0	15,000	△ 15,000
賃 借 料 (リース料)	405,241	0	405,241
租 税 公 課	43,640	22,540	21,100
支 払 手 数 料	182,952	413,759	△ 230,807
支 払 報 酬 料	2,903,892	2,362,686	541,206
研 修 図 書 費	37,090	0	37,090
諸 会 費	50,000	100,000	△ 50,000
雑 費	541,163	467,742	73,421
経 常 費 用 計	83,176,328	80,650,777	2,525,551
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 4,996,316	2,032,208	△ 7,028,524
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	△ 4,996,316	2,032,208	△ 7,028,524
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	4,287,208	4,202,790	84,418
支 払 利 息	565,525	641,691	△ 76,166
雑 損 失	3,721,683	3,561,099	160,584
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	70,016	70,025	△ 9
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	△ 9,353,540	△ 2,240,607	△ 7,112,933
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	△ 43,930,895	△ 41,690,288	△ 2,240,607
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	△ 53,284,435	△ 43,930,895	△ 9,353,540

正味財産増減計算書

令和05年 1月1日から令和05年12月31日(決算)まで

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:営利事業

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
一般正味財産増減の部			
経 常 増 減 の 部			
経 常 収 入			
事 業 収 入	60,000	0	60,000
会 員 受 取 会 費	0	0	0
認 証 マーク 収 入	0	0	0
テレワーカー活躍促進事業収入	0	0	0
視察ツアー収入	0	0	0
シンポジウム開催収入	0	0	0
シェアワーカー収入	0	0	0
登壇謝礼収入	0	0	0
コンサルティング業収入	60,000	0	60,000
そ の 他 収 入	0	0	0
雑 収 入	0	0	0
受 取 利 息	0	0	0
精算換価実収額金収入	0	0	0
そ の 他 収 益	0	0	0
経 常 収 入 計	60,000	0	60,000
経 常 費 用			
事 業 費	0	0	0
講 演 会 開 催 費	0	0	0
広 告 宣 伝 費	0	0	0
交 際 費	0	0	0
会 議 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	0	0	0
保 険 料	0	0	0
通 信 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	0
地 代 家 賃	0	0	0
賃 借 料	0	0	0
賃 借 料 (リース料)	0	0	0
租 税 公 課	0	0	0
支 払 手 数 料	0	0	0
支 払 報 酬 料	0	0	0
研 修 図 書 費	0	0	0
雑 費	0	0	0

管 理 費	0	0	0
役 員 報 酬	0	0	0
法 定 福 利 費	0	0	0
講 演 会 開 催 費	0	0	0
広 告 宣 伝 費	0	0	0
交 際 費	0	0	0
会 議 費	0	0	0
旅 費 交 通 費	0	0	0
保 險 料	0	0	0
通 信 費	0	0	0
消 耗 品 費	0	0	0
事 務 用 品 費	0	0	0
地 代 家 賃	0	0	0
賃 借 料	0	0	0
賃 借 料 (リース料)	0	0	0
租 税 公 課	0	0	0
支 払 手 数 料	0	0	0
支 払 報 酬 料	0	0	0
研 修 図 書 費	0	0	0
諸 会 費	0	0	0
雑 費	0	0	0
経 常 費 用 計	0	0	0
評価損益等調整前当期経常増減額	60,000	0	60,000
評 価 損 益 等 計	0	0	0
当 期 経 常 増 減 額	60,000	0	60,000
経 常 外 増 減 の 部			
経 常 外 収 入			
経 常 外 収 入 計	0	0	0
経 常 外 費 用	2,858	0	2,858
支 払 利 息	0	0	0
雑 損 失	2,858	0	2,858
経 常 外 費 用 計	0	0	0
当 期 経 常 外 増 減 額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0	0
当 期 一 般 正 味 財 産 増 減 額	57,142	0	57,142
一 般 正 味 財 産 期 首 残 高	2,175,826	2,175,826	0
一 般 正 味 財 産 期 末 残 高	2,232,968	2,175,826	57,142

財 産 目 録

令和05年 12月31日(決算)

法人名:一般社団法人シェアリングエコノミー協会

事業名:事業全体

(単位:円)

貸 借 対 照 表 科 目		場 所 ・ 物 量 等	使 用 目 的 等	金 額
(流 動 資 産)	現 金			0
	普 通 預 金	三井住友銀行	事業活動資金	12,633,470
	売 掛 金			0
	前 払 費 用	MIRAI INSTITUTE	地代家賃	116,160
流 動 資 産 合 計				12,749,630
有 形 固 定 資 産				0
無 形 固 定 資 産				0
そ の 他 固 定 資 産				0
固 定 資 産 合 計				0
資 産 合 計				12,749,630
(流 動 負 債)	未 払 金		運営費用	6,592,560
	未 払 費 用		運営人件費	500,000
	前 受 金		前受受取会費	31,531,732
	仮 受 金		視察ツアー返金予定分	107,500
	預 り 金		源泉所得税	170,805
	未 払 消 費 税 等		消費税等	128,500
	未 払 法 人 税		法人税等	70,000
流 動 負 債 合 計				39,101,097
(固 定 負 債)	長 期 借 入 金	(株)ガイアックス	運営費用	24,700,000
固 定 負 債 合 計				24,700,000
負 債 合 計				63,801,097
正 味 財 産				△ 51,051,467

監査報告書

令和6年3月1日

一般社団法人 シェアリングエコノミー協会

代表理事 上田 祐司 殿

代表理事 石山 アンジュ 殿

監事 白川 もえき

私は、当協会の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの令和5年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

以上の方法によって、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当協会の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、当協会の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上